

創薬支援ネットワーク協議会の開催について

平成25年4月17日
健康・医療戦略推進会議決定
平成25年7月19日
一部改正

1. 国内の基礎研究から有望なものを選んで応用研究を実施し、企業による実用化につなげる「創薬支援ネットワーク」を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 関係機関の事務の緊密な連絡を図り、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の下に、関係府省、関係機関の職員及び有識者を構成員とする実務担当者会議を開催する。
4. 協議会は、原則として非公開とする。
5. 協議会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

創薬支援ネットワーク協議会 構成員

議長 内閣官房健康・医療戦略室長
文部科学省研究振興局長
文部科学省大臣官房政策評価審議官
厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
経済産業省製造産業局長
経済産業省大臣官房審議官(産業技術担当)
独立行政法人理化学研究所理事(総括担当)
独立行政法人医薬基盤研究所理事長
独立行政法人医薬基盤研究所理事
独立行政法人産業技術総合研究所理事
(ライフサイエンス分野研究統括)
日本製薬工業協会会长

健康・医療戦略推進会議の開催について

〔平成25年8月8日〕
健康・医療戦略推進本部決定

1. 健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

議長代行 内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参）

副議長 内閣官房健康・医療戦略室長

構成員 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室副室長、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当） 総務省政策統括官（情報通信担当） 外務省経済局長、外務省国際協力局長、文部科学省大臣官房政策評価審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省大臣官房技術統括審議官、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官（社会保障担当） 経済産業省経済産業政策局長、経済産業省製造産業局長、経済産業省商務情報政策局長、国土交通省総合政策局長

3. 推進会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
5. 「「健康・医療戦略推進会議の開催について」の廃止について」（平成25年8月8日内閣官房長官決裁）による廃止前の会議がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。